平成19年度第2回

新 宿 区 環 境 審 議 会

平成19年6月29日(金)

新宿区環境土木部環境保全課

開会

会長 では、定刻を過ぎましたので、只今から第2回新宿区環境審議会を開催したいと思います。

皆さん方には、大変お忙しい中、有難うございます。また、暑くなってきまして、私は既に上着を脱いでいますが、どうぞ皆さん方も上着の着脱、ご自由にされたらと思いますので、よろしくお願いします。

当審議会は、7月31日に、「新宿区環境基本計画の見直し」ということで答申する予定です。従いまして、限られた時間で、サキ田委員には環境施策検討会を立ち上げて、その会長になられて、色々お願いしているわけです。今日は、その結果について、事務局の方から、経緯等も含めてご説明頂いたのち、皆さん方も自由に意見を述べて頂くよう、よろしくお願いいたします。

会長 まず、事務局から事務的なことで、お話ございましたらお願いいたします。 事務局説明

環境保全課長 今日、委員の欠席ですが、勝田委員からご連絡を頂いております。また、西山委員もご欠席ということです。立花委員は、特にご連絡はありませんが、お体のお具合ということも聞いておりますので、欠席かもしれません。しかしながら、定数16名ですので、審議会規則により、開会条件は満たしておりますので、よろしくお願い申し上げます。会長 あと、環境審議会の幹事の変更があったようですので、お願いします。

環境保全課長 それでは、お手元の資料1ですが、環境審議会の名簿の下に幹事会ということで、9名の部長級の職員の名簿がございますが、6月1日付で都市計画部長の異動がございました。永島恵子が都市計画部長ということで、6月1日に就任いたしましたので、ご報告をさせて頂きます。

会長 わかりました。

1 新宿区環境基本計画の見直しについての答申(案)について 会長 それでは、本日の議題をよろしくお願いいたします。 環境保全課長 お手元にございます次第どおり、まず1点目は、新宿区環境基本計画の見直 しについての答申の案について、でございます。2番目に、その他ということでございま す。よろしくお願い申し上げます。

会長 それでは、事務局から資料に基づいてご説明をお願いいたします。

環境保全課長 それでは、お手元の資料の2枚目、「新宿区環境施策検討会経過」ということで、第5回から第7回目までの概略を載せさせて頂きました。当審議会は、5月11日に、今年度第1回目の審議会を開催しました。その後、本日の第2回の審議会までに、3回の環境施策検討会を開催して検討をしてまいりましたが、その内容の説明をさせて頂きます。

まず、5月18日の5回目の内容ですが、新たに地球温暖化を防ぐを「基本目標5」に盛り込むべき施策として検討しました。

また、全体にかかる概念ということで、「地球温暖化を防ぎ、持続可能な社会を築く」ということを概念として入れさせて頂きました。

また、行政が主体となる現計画の個別目標名、個別施策名が多かったので、可能な限り区民や事業者の立場になり、主体的な表現に変更しました。

また具体的な行動が、他の地域の行動の参考になるように、この部分を別段にした方がいいというご意見も頂きました。

次に、6月1日の第6回目の内容ですが、現在「基本目標3」に個別目標が1つでしたが、「ごみの発生を抑制する」と「リサイクルを推進する」の2つの個別目標に分けました。

また、基本目標4(2)で、「車社会を見直す」のうちの の「歩行者等自転車のための 道づくり」の内容は、「基本目標2」(2)「まちをきれいにし、安全なまちにする」に 移動した方が、構成上よろしいというご意見を頂きました。

また、「基本目標5」を「地球温暖化に対する意識を高める」と「ヒートアイランド対策を推進する」の2つの個別目標にしました。

そして、「新宿区の環境基本計画の見直しについての答申」の構成を検討しました。特に 世界の動きやアジアの中の日本、そして東京、新宿と、順を追って書いた方が良いのでは、 また、京都議定書やマスタープラン等を盛り込んだ内容が良いというご意見も頂きました。

そして、基本目標1から4の中の個別施策中に、地球温暖化対策に関連することがある場合には、該当ページの端に見出しをつけるご提案も頂きました。

また、具体的な行動も、同様に表示した方が良いとのご意見も頂きました。次に、6月22日の第7回目の内容ですが、5回、6回で検討した施策の体系を整理し、

確認をしました。

また、新宿区環境基本計画の見直しについての答申、素案の内容を検討しました。

そして、「地球温暖化対策」や「具体的な行動」につきましては、実際に取り組まれている事例や、直ぐに実践できることなどを、コラムや写真として盛り込んだ方が良いのではないかとのご意見も頂きました。

以上、5回から7回までの環境施策検討会で検討された概要です。

会長 ありがとうございました。

今のご説明は経過ですので、ご意見等はないと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

では、次に進めさせて頂きまして、本編の方のご説明をお願いしたいと思います。

環境保全課長 今申し上げたような環境施策検討会での検討内容を、事務局で答申(案)としてまとめましたのが、資料3です。既に各委員に郵送させて頂きましたが、時間が足りなかったかと思いますので、私の方から改めて概要のご説明をさせて頂きます。

目次につきましては、環境基本計画を見直すに当たっての色々な背景、2番目に見直しをする視点、3番目に新しい基本目標と個別目標、4番目に答申の実現に向けてという構成になっています。

まず、1ページ目ですが、この審議会に区長から、諮問をしたときの経過を、環境基本計を見直すに当たっての見直しの背景としました。この環境基本計画は、16年1月に策定をしましたが、5年が経過をし、その後、京都議定書が発効し、新宿区としても、省エネルギー環境指針を策定しました。近年、地球温暖化の対策ということで、大きくクローズアップされている中で、見直しをする必要があるのではなかろうか。また、リサイクルについても、平成20年度から容器包装リサイクル法による廃プラスチック、サーマルリサイクルなども実施されるので、大きく背景として変わってきていますので、これを見直しの背景ということで書かせて頂きました。

それと、(2)「地球温暖化をめぐる世界の動き」ということで、20世紀の100年間に、 0.6度上昇したとか、各国のCO2の量などを改めて載せました。

2ページ目の としまして、気候変動枠組み条約の発効の問題や京都議定書の採択、発効のことなどを書かせて頂きました。

3ページ目の京都議定書は2012年までの計画ですが、その後の2013年以降、どのような 形で取り組まれていくかを書かせ頂きました。また、 では、最近の動きということで、 ドイツのサミットなどのことやこの中で2050年までに半減することを真剣に検討するというG 8 などで決められたことを載せさせて頂きました。

次に、(3)「国・都の地球温暖化対策」ですが、様々な動きの中で、国としても、4ページのように として、1990年代の国の対策から始まり、京都議定書の発効やそれに対して、どのようなことをやってきたか。また、5ページ目の では、東京都の気候変動対策の方針の確定のことも、動きとして明記させて頂きました。次に、6ページ目のそういう様々な動きの中で、「新宿区の現状と対策」として、特に新宿区の地域特性なども、ここで述べさせて頂きました。

7ページ目の「新宿区の環境対策」では、これまで取り組んできた環境対策として、ISO14001の部門や環境基本計画の策定、あるいは環境学習情報センターが16年6月に開設しましたが、法律に基づく部分でいち早く開設をしたことなど、今まで実施してきたものを、主に8ページにかけまして記載しました。

8ページ目の2の「見直しの視点」は、今回、主に環境基本計画の見直しをする視点ということで、これが答申の主になる部分と思っています。

(1)で「地球温暖化対策の強化」ということで、今まで書かせて頂いた背景から、地球温暖化対策を個別に取り込み、施策として実施していくことで、次の 、 の方法を提言する形になっています。

まず、 ですが、今までの環境基本計画は、基本目標 1 から 4 で構成されておりますが、 新たに「基本目標 5 」として地球温暖化対策を防ぐという項目を入れることです。そうい うことにより、新宿として地球温暖化対策に積極的に取り組む姿勢を示した方が良いとい うことです。

新たに掲げる「基本目標5」の「地球温暖化を防ぐ」の中の個別的な施策として、

ア「ヒートアイランド対策」、イ「意識改革のための普及啓発の推進」、ウ「省エネルギーの推進」、エ「新エネルギー等の推進」というような形の構成にしました。

次に、9ページ目のですが、基本目標 1 から 4 の各個別施策にも地球温暖化対策の視点を入れることで、例えば、緑化の推進は、地表を緑で覆うことは、地表面温度の上昇を抑える効果があり、地球温暖化対策になることや10ページ目のごみの発生抑制の推進は、ごみを減らすことにより、収集、運搬やごみ焼却に要する CO_2 を削減できるということで、関連するので、そういう表現が良いという提言です。

次に、10ページ目の(2)「実施主体の追加及び推進体制の強化」のの実施主体です

が、今まで区民、学校、区の役割という形でしたが、「区民」を「区民と地域社会」に変更しました。「地域」としては、町会、自治会、今回つくられた地区協議会のような組織の他に、組織化していない地域も含む、様々な地域を実施主体として位置づけた方が良いという提言です。

の区の推進体制の強化ですが、この環境基本計画ができた当時は、まだ環境学習センターはありませんでしたが、その後開設し、今は、環境学習センターの役割が非常に大きくなっています。区としても、この環境学習センターを核として、さらに区としての推進体制を強化していく必要があることを提言として挙げさせて頂きました。

11ページ目の(3)「具体的な行動」で、家庭や地域でできることの明確化です。これは、それぞれの地域で、他の模範となる取り組みを標記することにより、他の地域での取り組みが進んでいくということです。区民の方々が、この環境基本計画を見たときに、参考として地域での広がりが持てればということで、こういう表現をした方が良いという提言です。

11ページ目の(4)「その他の見直しの視点」で、「個別目標名・個別施策名の一部変更」ですが、今までの計画は、どうしても行政が主体となる表現が多く見受けられましたが、区民や事業者の方々も含めた主体的な言い方に変えた方が良いというご提言です。

例えば、「環境白書の作成」は、行政がつくるという表現ですが、つくることには変わりませんが、環境基本計画の進捗状況を点検する1つの手段として環境白書をつくるという、 言い回し方に変えた方が良いというご意見を頂きました。

次に ですが、今までの「基本目標3」は1つだけの個別目標でしたが、それをごみの発生抑制とリサイクルの推進という2つの個別目標に分けるということです。

次に、 の新たな個別施策の追加または削除です。地域社会の重要性が増してきたことを 踏まえて、基本目標 2 の個別目標に、個別施策として、地域による取り組みの強化を追加 する、というご提言です。地域の様々な結びつきがありますが、地域によって取り組みを 強化することにより、環境施策が進んでいくというご提言を頂きました。

また、時代の変化を受けて、例えば環境会計の導入は、現在では必ずしも取り組むべきものとして考えられないことから、削除すべきであるということで、今回は削除の方向になっています。

次に、12ページ目の前回の環境審議会でもご提示させて頂きましたが、「基本目標 5 」 を加えて、大きな流れの中で、地球温暖化を防いで持続可能社会を築くという、全体とし ての施策をやることによって、「みんなでつくる快適なまち、環境都市新宿」をつくって いくという図になっています。

次に、13ページ目から14ページ目の「施策の体系」は、ご論議頂いたものを整理しました。新たな施策の体系としまして、基本目標 1 から基本目標 5 までと個別目標がそれぞれ入っております。また個別目標の下には、具体的な施策などを載せています。

次に、15ページ目のご提言の「答申を実現するために」を加えました。まず、4の(1)の東京都や国との連携をもう少し深めていく必要があるとのことで、地球温暖化防止という大きな目的の実現のためには、東京と国に協力を働きかけたり、場合によっては連携して対策を講じる必要があることを書かせて頂きました。

- (2)の「新エネルギービジョンの策定検討」については、新宿区は省エネルギービジョンを策定しましたが、新たな新エネルギーということで、例えば太陽光発電、風力、水力やバイオマスなど、未利用のエネルギーについても、新宿区として、ある程度の部分で長期的な展望に立って計画を策定した方が良いのではないか、というご提言も頂きました。
- (3)の「取組みの実効性を上げるための方法の検討」の 「取組み成果の公表の検討」で、 実際に区民や事業者の方々が、環境に関する問題に取り組んできた結果が具体的に分かる 方法をすることにより、より実効性が上がり、それぞれの区民や事業者の方々の励みになったり、公表されることにより、よりその取り組みが進んでいくであろうとのご提言です。

そして、 の「区民・事業者等が取り組む仕組み等の検討」ですが、地域として地球温暖 化対策を効果的に推進するため、将来的には新宿区民や区内事業者等が、主体的に取り組 む何らかの仕組み等を取り入れることを提言します。例えば、区民や事業者自らが排出する二酸化炭素の量を把握し、排出量の削減目標を立て、削減し切れない排出量をカーボン オフセットするという仕組みが考えられます。例えば再生可能エネルギーの利用や植林、緑の保全等のための埋め合わせをしていく考え方です。

16ページ目ですが、現在、区民や中小事業者に温室効果ガス削減に関する法的な義務はありません。カーボンオフセットを新宿の地域に根づかせるのは現実的ではありませんが、2050年には二酸化炭素排出量を半減、もしくはそれ以上という新たな将来像の実現に向けて、住民意識を醸成するためには、2013年以降のポスト京都議定書を受けて、区としても、将来的に何らかの仕組みづくりを、今から検討すべきだろうということが、最後に書かれています。

以上が、環境審議会からの環境基本計画の見直しについての答申案です。よろしくお願い

します。

会長 どうもありがとうございました。

サキ田委員、何か補足がありましたらお願いします。

サキ田委員 只今、ご報告を頂きまして、ご検討頂きたいと思います。今、世界的に本当に 地球温暖化が顕在化している中で、今まで以上に真剣に取り組む検討が進み始めています。

これから4年間の京都議定書の約束期間だけではなく、ポスト京都議定書を見据えながら、今出来る事、将来検討したい事などをきちんと書いていくことを少し意欲的な形で、皆さんと話し合いを進めました。また、地域で実際にどのように広げていくかを考えたところです。是非、委員の皆さんの視点でご検討頂ければと思います。よろしくお願いします。

会長 ありがとうございました。

では、短時間ですが、後ほど章別に色々ご指摘をして頂きたいと思います。全体4章ですが、まず、全体を通して、何かご意見ございましたら.....。

どうぞ。

板本委員 全体を通して感じたことですが、平成と西暦とが入りまじった記述なので、どちらかに統一してもらいたいです。例えば、西暦に統一して、平成が必要な場合は「(平成)」にするとか、平成で統一するのであれば、括弧して西暦を書くとかにしたら良いと思いました。

会長どうぞ。

安田委員 日本の役所の文章は元号で書くみたいですので、原則は元号で書いたら良いと思います。ただ、温暖化問題は国際的な問題で西暦で書いてあるので、それなども元号で書いて、全てに括弧で西暦をつけるように統一して頂けたらありがたいですね。

会長では、編集の方で統一にして頂きます。ありがとうございました。

ほかにございましたら。

安田委員 前回の平成16年3月に策定した新宿区環境基本計画に第5の目標をつくり温暖化の視点を入れることは、差し迫っていますので、大事だと思いますが、今日の最後の17ページに書いてあるように、自治体レベルで、中小事業者に温室効果ガスに関する法律的義務がないということですが、例えば日本全体で、京都議定書では1990年に対して2010年で6%減らすわけですから、単純にいったら、それぞれの主体がそれぞれ6%減らすということですね。実際、政府は、産業面や生活面、交通面で別々に出しています。特に地球

温暖化問題に自治体レベルで取り組むことは、とても大事なことですが、明確な法的義務がない中で、どのように実際に位置づけるかをもう少し、全体に明確に出した方が良いのではないかと思います。

会長 具体的にとは。

安田委員 ですから、京都議定書の国レベルの解釈の問題だと思います。国レベルでは、京都議定書が1990年レベルから6%減すといってたり、また、国際的にもかなり評価されていますが、最近、日本政府が2050年に二酸化炭素の排出量を半減するといっていますね。

自治体もそれに応じて、例えば6%減すとかという明確な目標を立てたら良いと思います。

もう一つは、5の2で「住民意識を高める」と書いてありますが、意識とか、意識がない人に意識を持ったり、関心を持てというのは大切で、その結果、意識が高まりますが、問題は意識を高めた後、具体的にどういう行動をして、どれだけそういうものを減らすかということが大事なので、その辺は踏み込んで頂きたいと思います。

会長 また個々のところはそこで議論願います。

サキ田委員 省エネルギービジョンで、新宿では、京都議定書の約束を地域レベルで実現するために、計画を立て、目標を立て、きちんと取り組んでやっていると理解しています。

今、安田委員がおっしゃった16ページで、「法的義務がないため」とわざわざここで断っているこの文言が非常に気になっているのだと思いますが、いかがでしょうか。

実は、ここにこの文言が、何故わざわざ入っているかというと、現在、ほとんど地域では何処もやっていない仕組みですが、例えばカーボンオフセットとかを出来るだけ早く、システムを検討する時期に来ていることを入れてしまうと、それを絶対やらなければいけない義務化になり、色々と問題が起こるといけないので、少しこういう文言を入れて頂くようになりました。ですから、もう少し前向きな言葉の使い方になる形で、検討する必要があるかと思います。

安田委員 今日の資料では15ページ、速達で頂いたのは17ページだったので、速達で頂いたのを見ていたので、失礼しました。

会長 私もページをチェックしましたが、頂いたのと変わったのは、3章が13、14と書いてあるのが12、13ですね。それから、最後の第4章、「答申の実現のために」というのが15になって、1ページずれています。参考までに。

今、安田委員がおっしゃったような、色々と具体的な計画を立てていく際に、目安として 考えていらっしゃるでしょうから、その辺の書き方の問題かなと思いますので、よろしく お願いします。

環境保全課長 8ページ目に、安田委員からのお話のように、新宿区の取り組みとして、省エネルギー環境指針を策定しました。国の6%に対して、地方自治体レベルで、本来7.6%増ということに抑えることが、全体としては6%ですが、新宿はプラス2.6%努力しようということで、2010年にはプラス5%に抑え、2020年にはマイナス5%まで持ってくことで、大きな目標は持っています。

しかしながら、16ページ目の表現は、今、ご指摘もありましたので、サキ田委員ともご相談させて頂き、書き方なども検討させて頂きたいと思います。

会長 よろしくお願いします。

高瀬委員 先程、サキ田委員が、「法的義務がない」では、むしろ抑え目にするためのものだというお話でしたが、若干痛みを伴いますよ、というところが前面に出過ぎるような気がして、全体的に「カーボンオフセット有りき」のような印象を受ける部分もあります。その辺りを工夫した方が良いのではと思います。上からの押しつけでカーボンを減らしていく、というイメージにもとられかねないところがあります。今、事務局さんの方が、その辺を印象も混ぜてご相談頂ければと思います。

会長 お願いいたします。

では、ほかの点で、全体を通してございますか。 加藤委員、どうぞ。

加藤委員 正直、誰が、誰に対してのメッセージとして伝えておきたいのかという点で、文章をしっかり読んだ上で、全員が理解するための文章なのか、または、ある程度ざっと目を通して、ポイントがわかりやすい文章にしたいのかによって、大分構成が違ってくると思います。これだけの長い文章を読むには、非常に持っている印象が入って、理解の仕方が違ってくると思います。私自身、よく読まないと解らないというのがありました。構成の見直しをして頂き、例えばポイントはゴシックにするとか、見やすくした方が、ポイントを絞って見えると思います。私自身がこの意識をどういうメッセージ力を持たせた上で文章がなっているかというのを理解しないで発言をしていると思うので、申しわけないですが、そんな印象を受けました。

会長 ほかにございますか。

村山委員 5ページに、自動車交通のハイブリッド、 CO_2 、エコドライブ、また 7ページに、新宿区は、ごみが平成元年より半分に減らしたという、これはどういうような形で具体的に分別して減ったのかということと、8ページでは、車社会を見直す、低公害車とい

うことがあります。我々のトラック協会では低公害車を使いなさいということで、9ページの方で、区民のエコドライブコンテスト、省エネコンテスト、色々なことがございます。例えば、事業者環境マネジメントの認証取得を助成するなど具体的にあると思います。トラック業界は、積極的に助成をしています。何回も新宿区にお願いしていますが、せめて新宿区の施設の中に、天然ガス車のガスを供給できるような形を前向きに考えて頂ければ、我々も新宿に走っている車に進めて、少しでもきれいな車を走らせるということを考えています。現在、都庁の下に1カ所しかありませんが、何とかこれを区の施設にもあるといいですね。それに対する認証取得ということで、新宿区の環境に合格している車だと、トラック協会ではGマークの形で進めておりますので、具体的にこういうような文句はあると思いますが、新宿区としても、具体的にそういうようなものを協力して頂ければと切にお願いします。

会長 先ほど、加藤委員が言われましたように、全体を通して、もう少し見やすくなるようにしてほしいです。特に1章ですが、個人的な意見として、全体的に、サキ田委員はわざと、ここは重要性を指摘するために細かく書いたと言われましたが、全体の分量からして、ここの部分が多過ぎると思います。加藤委員が言われたように、もう少し工夫されて、皆さんがここに目を通したくなるような読みやすい感じに示される編集の仕方を全体を通して、今後も考えられたらと思います。

サキ田委員 別件で1つ、意見よろしいですか。

会長 はい。

サキ田委員 この見直し作業に係わっており、今、これを拝見していて1つ気づいたことがあります。実はこの環境基本計画本体には明確に書き込んであるので、今回の見直しの視点には、ほとんど記述がありませんが、もし、これだけをごらんになったら気になる方がいらっしゃるかなと思うことが1つあるんですね。

それは、新宿区の場合、特に商業都市ですので、環境をキーワードにしながら、消費行動や金融行動が、消費、選択、金融、投資などもきちんとグリーン化して環境と経済が好循環して活力のあるまちづくり、環境負荷を減らすことが、明確に記述してあります。ただし、今回は、変更点ではなく、強調すればいいことですので、今回、こちらには、余りその部分が入っておりません。

そういう意味でいえば、京都議定書や温暖化の大変さを強調しているという印象に、皆さんにとって、かなりあると思います。ですから、もしよろしければ、新宿区の現状と対策

あたりに、新宿区はそういう視点で取り組んでいるとか、取り組んでいくということを、 もう少し強く入れておいた方が、これだけを読まれた区内の事業者の方が安心され、一緒 に取り組んでいこうという気になって頂けるのではと思います。いかがでしょうか。 会長 そのご意見等も含めて、再編して頂ければと思います。

では、時間がありませんので、全体をやらせてもらいます。

第1章の環境基本計画を見直すに当たってということで、8ページ目の真ん中までですが、 ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

安田委員 全体に良く書けていると思いますが、先ほどコメントがありましたが、専門的知 識がない人には、少し難しいのかなと思います。そこで、例えば、今、北極の氷が解けて、 北極熊、白熊が絶滅危惧の可能性があるわけです。また、氷に覆われたグリーンランドが、 もし北極の氷が全部解けたら、海面の水位が7メーター上昇するという予測を出している わけです。この間、NHKのテレビでも白熊が氷から氷へ移ったら、その氷が解けて、沈 んで溺死したというようなのを放送していましたが、そういう現実や絵など、一般の方が、 これは重要だと感じるためには、具体的にイメージが浮かぶような事を記述したらと思い ます。20世紀の100年間に0.6度上昇して、海面水位が10センチくらい上昇したというのだ と、余りショック療法にならないと思います。アメリカ政府ですら、北極熊を絶滅危惧種 に指定しようとしていますので、本当に今のままなら絶滅してしまう可能性があります。 北極熊が絶滅するということは、それを食べているアザラシやオットセイまでもが絶滅す る可能性があるということです。専門家の方は、かなり危機感を感じていますので、それ は担当なる脅しではなくて、現実に起こっていることです。それから、グリーンランドの 氷もシミュレーションで出しているデータですので、10センチというとぴんときませんが、 7 メーター水位が上昇するというのは、かなり一般の方にも深刻に受けとめられると思い ます。書き方の問題ですね。

会長 ライターのセンスですね。文章が硬いです。言われたようなことを参考にしてください。

環境保全課長 実際に、今、安田委員がご指摘のように、ここでは「20世紀の100年間」と書いてありますが、もっと直近ですと、2005年までの100年間では0.74度まで上がっているということで、直近のデータでわかりやすく、もっと危機感が迫っているようなことを事例にさせて頂ければと思います。

安田委員 アルバードを見ましたが、あれはかなり映像が多いから、日本人には大したこと

ではないようですが、アメリカ人はかなりショックだったようです。 会長では、ほかの点で、どうぞ。

川俣委員 素人考えで申し訳ありませんが、悲観的な未来ばかりが想像されていますが、現在、環境や状況を守ることは、このようなものがあるという目的があって、そのために、それがゼロにまで行かないまでも努力しようというのがあればいいのですが。今の現在の環境を守るためには、トータルで世界でこれだけのものが抑えなければいけないと、最初にあるのならわかるのですが、その結果が見えてきません。今の状況を維持するためには、これだけのことが必要なので、このくらいまでやりましょうというのなら、まだ説得力がある。6%、7%減らしたところでどうなるの、というのが全然見えてきません。

サキ田委員 その件ですが、3ページにあたりに、もう少し解りやすく書ければ良いなと思います。今のお話が、 の「最近の動き」にそれが入っています。ここの部分は、先ほどからお話が出ているIPCCという世界各国で気候変動を研究する機関が、この年の初めに報告書を出しましたが、非常に衝撃的な内容で、みんな驚いているわけです。2050年くらいにCO₂の排出量を全世界で半分、先進国は70%から80%くらい90年比で減らしていかないと、気候が負のスパイラルというか、幾ら対策しても益々悪くなる方向に行ってしまう。その分岐点が2050年位であろうという報告さえ出てきています。地球の温度が2度上昇、その辺が分岐点で、それで抑えなければいけないと。今、それが世界の科学者の方での共通認識になってきています。ポスト京都議定書というか、今のお約束よりももっと強くお約束することが、先進国の間で共通認識ができたのが、この前のドイツのハイリゲンナムサミットで、かなり明快な方向性は出てきました。今度の洞爺湖サミットで具体的に話し合って行くということで、皆さん、別れてきたので、これから日本がアメリカ、中国やインドまで引き入れて、日本が上手くそのような仕組みづくりの中心になっていかなければいけないという様子が見えてきたという状況です。

そういうことが、先ほどの色々なアドバイスを頂いた中で、解りやすく出していくことを もう一回考えてみたいと思います。

村山委員 世界の事をいっても、我々全然わからないもので、新宿区では何が出来るかをまず考えて頂いた方が良いと思います。

会長 これの改訂版は本当に必要だから改訂としてやっていますが、その次にどうするかは、 役所は、用意しなければいけないと思います。今、川俣委員や村山委員が言われたような ことは、そういう時に重点がそっちに移るというか、今、サキ田委員が言われるように、 世界から来ているのですが......

サキ田委員 視点と次に書いてあるということで、すみません。

会長 僕が言っているように、前段が長いから、そういうように誤解を受ける場合もあります。

川俣委員 例えば、新宿区は北海道の何々市と、どのくらい違うということの方が、区民としてはわかりやすいですね。この環境白書が、次の5年までにどうしようといっているときに、2050年の世界のことまでの大きい話を言っても、どこも取り上げてくれないのではないかという感じです。区でできること、区でやらなければならないことを、もう少し明確にした方が、わかりやすいと思います。

会長 両論を併記するわけにはいかないので、折衷で行きましょう。

川俣委員 大外から攻めるのと、中から行くのとありますが、大外からばっかりだとピンと来ませんね。

会長 わかりました。

加藤委員 昨日、東京都の気候変動対策方針を相当踏み込んだ色々なお話をお聞きしましたが、参加者メンバーから都の考えと区の方針がうまくすり合っていないので、事業者としては非常に困るという意見がありました。

区民の方の協力も必要ですが、事業主として責務が出てまいりますので、東京都の様に キャップをかぶせようという部分が結構見えまして、これが来ると、事業主側は振り込み 方針をきちんと持っていかないと、新宿区に対して貢献できませんので、この分について は、出来ましたら、新宿区の方針ときちんと連動してこの辺のすり合わせを丁寧に書いて 頂くと、事業主としてはわかりやすく、非常に助かります。

また7ページの「地下鉄13号線」も名前が決定し、「副都心線」となりましたので、よるしく変更方お願いします。

会長 今、ご指摘の点を含めて、再検討してください。

あと、6ページ目の上の図2-1がありますが、16年度までで終わっていますが、最新の データを入れないと意味がないので、17、18年度の資料をよろしくお願いします。

環境保全課長わかりました。

高瀬委員 全体を解りやすく、整理して頂ければ良いと思います。4ページの新エネ法のところで、具体的な新エネルギーの定義として、1997年当時の定義と、多分2002年ころに更新された内容が一部入っているかと思いますが、実は去年の国の審議会で、この内容を改

めるということで、確か5月に中間報告を出されて、11月に報告書としてまとまり、法案化するところまで来ていますので、定義が結構変わってしまいます。内容がきちんと地球温暖化に添うのか、再生可能なエネルギーなのか等、新たな視点で整理をするということなので、実は新エネルギーの定義は高分子が具体的に書いてないため、誤解されやすいので、ここはとりあえず各論まで書く必要がなければ、新エネ法ができました、というだけにして頂いた方がよろしいかと思います。具体的には新エネに取り組むというのが、後で出てきますので、具体的にやる内容は新たな定義になりますから、それに従うということなので、ここは少し書き方を工夫された方が良いと思います。

会長 ありがとうございます。

どうぞ。

板本委員 7ページのごみ・リサイクルですが、新宿区のごみは平成元年をピークとして半分以下で、一方、リサイクル量は平成12年度以降となり基準が違います。例えば、平成元年と現在を比べると、確かに、ごみの量は半分に減っていますが、リサイクル量も倍ぐらいに増えています。というのは、環境白書の77ページですが、これは平成5年からしか載っていませんが、5年から12年というと、倍位リサイクル量は増えていますので、「一方リサイクル量は」ではなくて、「リサイクル量も倍位に増えています」という表現にすると、その後の「積極的に取り組んできた」というのと結びつくと思います。

安田委員 その件は、昨日、リサイクル清掃審議会の小委員会があり、次のときに答申を出しますが、ごみの量は、平成17年度(2005年)に比べて、平成30年(2018年)目標で、さらに、この半分にするというのを出しました。特に事業系ごみです。多分、それが1つだと思います。

それから、リサイクル率は確かに増えていますが、ここ四、五年、17~18%で横ばいです。それも、平成30年で、36%位倍増する。対する「ごみ半減リサイクル倍増計画」というのを、リサイクル清掃審議会の方では方針として出す予定ですので、リサイクル清掃委員会の方で了承して頂いて、もう少し踏み込んだ書き方ができると思います。

板本委員 平成12年という基準を設けるのでしたら、ごみの収集量も、平成12年からを基準にすると横ばいですね。決して半減してはいないですね。

安田委員 これは、古いですね。

板本委員 基準が片や元年、片や12年を基準点にしているのを、むしろ元年に統一した方が、これだけ減っていますよ、増えていますよ、というのが解りやすいかもしれません。

安田委員 昨日のリサイクル清掃委員会小委員会では平成17年(2005年)を基準にして、 平成30年(2018年)は、ごみを半分にする。リサイクル率は平成17年、17%位ですが、 約35~36%と倍増するというのを出しています。

会長ここは現状ですね。

小林委員 1ページから8ページで、3点ほど気がついた点を申し上げます。

1つ目として、1ページの(1)の「見直しの背景」の「快適なまち新宿を目指し」ですが、環境を考えますと、当然にこの中で、ガスもCO₂も車も温暖化の問題も含めてだと思いますので、当然に、その「快適なまち」の前提となるのは安全・安心があっての話だと思います。ですから、安全・安心という言葉をどこかに若干入れておくべきだと思います。

2つ目として、2ページ下のガスの記号ですが、上段にあるように、記号だけでなく、二酸化炭素(CO_2)と書いて頂くと、多くの人が解りやすいと思います。

3つ目として、6ページの(4)「新宿区の現状と対策」ですが、イで人工的な構造物がありますが、これは頭出しが土地利用の話ですので、建物も環境問題に対して非常に影響を与えると思いますので、頭出しをして新しく建物を取り上げる項目が別にあると良いと思います。

会長 よろしいですか。ご意見ですから。

環境保全課長 はい。

会長 今の章と合わせて第2章、「見直しの視点」11ページ目までですので、どうぞ願いいたします。

サキ田委員 先ほど、小林委員の住宅の視点をというお話で、思いましたが、今後の見直しの中での住宅やビル、地域再生、地域づくりのときのエネルギーをどう考えるとかということが大事になってくると思いますので、どこかで強調した方がつながるのではと思います。見直しの視点で、例えば「1~4の個別施策の中で地球温暖化対策の視点をきちんと入れる」と9ページの で書いてありますが、こういう視点の中で、今後、目標や指標などをきちんと見ていかなければいけないので、こういうところに、少し今のようなお話を入れていくようにしたら良いのではないかと思いました。

小林委員 サキ田委員が、今、言われるのは、1つの方法だと思いますが、6ページは大事な頭出しです。土地の利用、人の問題、交通の問題と同じ様に建物も非常に大事だと思いますので、大きい建物ができれば、多くの人たちが集まり、多くの熱使用や放出があることを踏まえると、扱い方が同列くらいの価値があり、検討すべきだと私は思います。

サキ委員 項目のところに入れ込みながら、個別目標のところに目標値をチェックしていく ということですね。

小林委員 はい。

崎田委員 ありがとうございます。

実はこれから個人のライフスタイルを本当にしっかりやっていく時にプラスして住宅やビル、その辺がしっかりしていくというのは、すごく大事なところです。

会長どうぞ。

内藤委員 都会は地方と違いまして緑がなくて、建物自体が相当多くなっていますので、先ほど小林委員がおっしゃったように、その問題は非常に重要だと思います。特に、今までの例ですと、断熱性能などを上げるものや外断熱もできていないものや金属製のものが非常に増えています。また、屋上緑化も少ないので、ヒートアイランドが益々上がるような状態になっています。榎町地区で建物ができても、屋上緑化がほとんど進んでいませんが進めていけば相当違うと思います。消極的かもしれませんが、崖地も、今、緑がどんどん剥がれてきていますから、出来るだけヒートロスを少なくするなど。

ですから、現実的な問題として、都会の問題の建物を個別に出すことは、もっとそれを積極的にやるという意味で、非常に項目として大事だと思っています。

それに伴いまして、電気を使う問題や都会の生活の中で夜の生活は非常に長いライフスタ イルを変えていく問題が重要です。

中国は、夜になると真っ暗です。闇も1つの対策だと思います。今、24時間テレビやライトアップなどの問題も、もう一回再検討する時期ではないかと思いますので、建物と同時に、ライフスタイルの問題も大事だと思います。

榎町地区では、地域でそういう問題を具体的なことでやろうという様に思っております。 会長 答申の最後のところに出ています。

邊見委員 建物の話が結構出ました。大規模な建物や業務ビルではなくても、都心に大きなマンションができるのは、エネルギーという意味では、通勤距離が短くなるとか、大きな効率的なビルの中に色々な人が入るとか、割に地球環境ということでは、都市全体を見たときに、そこに集約されているという意味では、エネルギー負荷が少ないと言われています。

一方で、建設時には、更にエネルギー効率の良い設備を設置するとか、屋上緑化、壁面緑 化をして、蒸散効果があり、熱量を余り吸収しないような対策を講じていくことを、区と しては力を入れていきたいと思っています。具体的な施策の中で、是非答申の中でも少し 触れさせて頂いて、具体的な施策に結びつけていきたいと思っています。

内藤委員 風の問題も非常に重要です。

それから、同じ風でも、黄砂の問題は、地球温暖化だけではなく、インフルエンザの問題などにかかってきますから、その辺は非常に重要だと思います。

会長 どうぞ。

安田委員 9ページの「ヒートアイランド対策」で、理事会ができるというレベルでは、ヒートアイランド対策が最も重要だと思います。それに関しては、かなり先駆的な横浜市に聞いて頂くと良いと思います。例えば、今、内藤委員から出ているような、熱を出さない対策、熱を吸収する対策、風の問題、緑の海の問題などです。私が住んでいる磯子区で、真夏日で35度の時に、東横沿線の港北区は41度で、6度違います。この原因は、横浜臨海工業地帯の廃熱と、風の動きです。東京湾と相模湾の風が、あっち側に吹いていくので、菊名から東横線の武蔵小杉のあたりが一番暑くなり、6度も違う実態があり、横浜市で、は、データをとって、熱を出さないように、緑化対策、断熱材の問題や壁面緑化などをやっています。現実的にできるのは、かなりヒートアイランド対策です。

内藤委員 それと、日本の場合は湿度の問題があります。新宿の場合は地下の衛生状態の問題を考えなければいけないですね。特に、これからの時期は、湿度による食品の害の問題で病気の蔓延の原因になります。都市問題の一番は、風が流れないで、動かないことです。岩本委員 「新宿区の現状と対策」で、街路樹の問題を取れ上げてほしいと思います。それは、ヒートアイランド対策や緑化にも関わることですが、四谷通りは、木が1本もなく、とても暑いというイメージがあります。四谷通りに街路樹を植えて、新宿御苑の方から流れてくる風を四谷の方へ引っ張っていくことができたらと思います。

そこで、緑地帯や街路樹を少し増やすと、流れが変わると思いますので、1つの対策として、考えていけば良いと思います。壁面緑化や屋上緑化の細い緑が増えても、大きな木を1本切ることと比べたら、とても緑の量としては違うと思います。木を1本切ることが、どのくらい大きなマイナスになるかを、一人ひとりの意識の中で大事にしていき、定着していければと思います。

会長 ありがとうございます。同感です。

安田委員 環境白書で、新宿御苑の緩和作用が非常に大きな効果があり、二、三度涼しくなるとの紹介があります。

邊見委員 岩本委員が、おっしゃったとおり、緑は非常に大事でして、例えば6ページのグラフの下の土地利用ですが、「宅地が約68%にのぼり、公園や水面などはわずかであり、ほとんど人工的な構造物で占められている」となっていますが、印象としてはそう見えますが、実は新宿区は緑被率が17.57%です。

新宿御苑や大きな公園、宅地の緑ということで、それなりの大きな面積を占めていて、非常に重要な役割を担っています。街路樹も都市の骨格的な緑という意味で大事な役割を担っているので、それを少しでも大きくしていく施策も行っていますので、ここはそれなりの記述をした上で、施策のところで結びつく形の構成が良いのではと思います。

会長 ヒートアイランド対策の本当の言葉は、「ヒートアイランド・フェノメノン」、学術的には「ヒートアイランド現象」が正式です。「ヒートアイランド対策」は、俗語になってきています。

先ほど内藤委員からも話が出ていましたが、風、湿度、温度などは、みんな総合的に体感には関係しています。ヒートアイランド自体、300年も前からの研究で、ここ80年位が、世界の学者によって随分密度高く研究されています。地理屋さん、気候屋さん、気象屋さんなど色々あります。地球温暖化というのは最近です。それとこれとが、今、一緒になっています。役所も並列的に書いていますが、概念が違うので、「地球温暖化・ヒートアイランド」と別にしないといけません。元々学問的な発生も違うし、社会的な受けとめ方も違います。新宿主催の「環境白書を読む会」で、「ヒートアイランド対策をしっかりやってください。地球温暖化というのは、私どもは解からない。ヒートアイランドが問題だ。夜、寝やすくするようにしてください。」ということを言われましたよね。私は住民の意見として正しいと思います。だから、今のご意見等を含めて、9ページの上を、もう少し詳しく書いてください。

ドイツの水面は、緑よりも水がとても夏の最高気温を下げます。だから、シュツットガルトというところは、至るところに噴水があります。それから、アメリカでやっているクールルーフ、日本でも研究会がありまして、最近、屋根のペンキの色を反射しやすくして、吸収しにくくするというようなことが始まったばかりです。建材屋さん等も色々なことを考え出しています。ここを丁寧に書くのと、次の章の12ページの地球温暖化を防ぐ、ヒートアイランドをもう少し離して、大きい字にした方が、新宿の地域特性が出てきて、受けとめ方も良いと思いますのでよろしくお願いします。

高瀬委員 9ページのエの「新エネルギー等の推進」で、温室ガスを排出しない新エネル

ギーですが、これは発電をするときに CO_2 を出さないと考えられがちですが、実際には発電設備をつくり、発電をして、最後に壊すというライフサイクルです。それで全体的にどれ位の CO_2 が出るのかなという数字が、発電模式ごとに出ています。ものによったり、地区によっては、つくるまでに結構 CO_2 を増やしてしまいます。電気をつくるときは、 CO_2 は出ないのですが、結果的には、全体を通してみると CO_2 が随分出てしまうので、推進の説明をするときには、数字的な説明を示しながら、正確にしていくやり方の方が、今はより現実的ではないかと思います。記述というよりも、実施する際にその点を考えていただいた方が良いと思います。

安田委員 9ページの新エネルギーですが、今ご説明のように、新エネルギーというと何か新しいエネルギーが出てくるような形で、これは専門用語としてはロビンズが「ソフトエネルギー」ともう大分前に言っていまして、別に新エネルギーではないです。「ソフトエネルギー」の方が言葉としては良いのでと思います。

また、「新エネルギーを導入するような助成制度や、区民自ら新エネルギーにより発電された電気の環境付加価値を、グリーン電力証書という形で購入する」というのは、どういう制度なのか、ご説明願います。ドイツのアーヘン市にアーヘンモデルといのがありますが、それとは違いますか。

サキ田委員 これは正式な排出権ではありません。私がこういう行事をやるときにとグリーン電力を買って、自分のところをやりますという証明書を発行して、グリーン電力を活性 化させる動きが一般論としてあります。

安田委員 それは、例えば石炭や石油のハードエネルギーによる電気であって、太陽光や風力とかのソフトエネルギーには何パーセントとかいうことですか。

サキ田委員 実際の電力は、まちの普通の電力を使っていますが、それをやるに当たって、 自分はグリーン電力として、少し高い費用を払って、それで自分たちの今回の行事はグリ ーン電力でやります、という宣言をするというシステムです。

安田委員 それなら、ドイツのアーヘン市のアーヘンモデルが、自治体では一番よく知られている方式です。ドイツの場合、自治体が電気も扱っていて、発電所なども持っているケースがありますが、これはソフトエネルギーで、例えば個人の方が屋根に太陽光での電気を自治体が石炭や石油の電気より高く購入します。ですから、太陽光や風力を入れると、普通の一般の入れた家庭が得する方式です。日本の場合、自治体が電力事業までやっていないので、難しいとは思いますが、それこそ東京電力とタイアップして、検討して頂くと

良いですね。

高瀬委員 現実に使われているのは、例えばISOの取得や企業として目標としているCO 2の排出削減の時などに少々購入する契約をして、東京電力が電気を色々混ぜたものをつくり、買っている中の少々の部分の電気は、これはソフトエネルギーですと対外的にも言うし、ISOを取得するときに使うというような仕組みになっています。まだそういう意味では、個人までは、政府としてはでき上がっていないという実態です。

安田委員 もう一つ、すみません。

11ページの、「新たな個別施策の追加または削除」の下から3行目の「環境会計の導入は、現在では必ずしも取り組むべきものとして考えられていないことから、削除する」とありますが、「環境会計」は狭い定義と広い定義があり、グリーン購入も、ある意味で含めているし、自治体の環境を考慮した会計をするというのがあるので、環境会計の導入というのは、とても大事だと思います。これを削除してしまうのは、理解できませんが、削除する理由をお聞かせください。

環境保全課長 実は、現行の環境基本計画でも、今、言われたような環境会計の導入ということで、行政としても、積極的に取り組んでいくとなっていますが、ISO14001をやっていることで、なかなか環境会計そのものの導入ができていないので、具体的に、これを区民の方々に広めることができるのかなという疑問を持ってまいりましたので、検討会の中では、削除するというような方向性になったのですが。

安田委員 区民に環境家計簿は積極的に広めてもらいたいですね。

環境保全課長 やってもらっています。

安田委員 一方で区が環境会計を止めるというのは、うなずけないですね。環境家計簿というのは、環境会計の家庭版です。現実に、完全なる環境会計的にやるのは難しいと思いますが、方向性として環境会計をやるのは大事だと思います。整合性がとれないと思います。環境保全課長 確かにISOによって削減した量なども公表しております。

安田委員 それ自身が環境会計です。

環境保全課長 そうですね。審議会でそのことでご意見があれば、これは検討させて頂きます。

会長 誤解のないように書いてください。

邊見委員 趣旨は大事な事なので、考えさせて頂きます。

会長では、恐れ入りますが、時間の関係で3章まで含めて、ご意見ください。

どうぞ。

サキ田委員 今回、地域の中で課題を考えて、それぞれの地域特性に合ったことを考えていくことを、大変重視するということですが、その導入として、先ほど来、新宿区の環境のとらえ方が弱いというご意見があって、とても気になっています。資料の6ページ、7ページの「新宿区の現状と対策」ですが、最初は新宿区の現状が見えた方がいいということで、最低限の項目出しや状況のキーワードを入れましたが、もう少し、現状の新宿区の良い面や伸ばすべき面など色々ありますので、新宿区が生き生きと、今の区の状況がわかるような感じに書いた方が、区民の方が見たときも、自分たちのまちをきちんと育てていくだというのが伝わると思いますので、次の検討会で、検討していきたいと思います。

会長 基本計画を立てて、どういう環境に対する対策を実施してきたか、その辺ですね。それを踏まえて、世界の動きや国の動き、都の動きの流れをしっかり書いた方が良いと思います。新たにつくっているわけですから。

どうぞ、14ページまでで、お願いいたします。

サキ田委員 先ほど、「新エネルギー」の呼び方のお話のように「再生可能エネルギー」と いう言葉にかえて、去年あたりからの新しいところを入れて、もう一回見直すという作業 をした方が良いと思いますのでよろしくお願いします。

安田委員 「新エネルギー」という言葉を使っても、きちんと説明があれば良いと思います。 会長 一般的には「新エネルギー」ですね。

安田委員 役所が使っていますからね。

サキ田委員 去年、「再生可能な新エネルギー」となりましたので、「再生可能」をキーワードにしながら、「新エネルギー」の交通整理をすると良いと思います。

会長 それでは、第4章の「答申の実現のために」というところも含めてお願いします。

第4章の「東京都・国との連携」は、一番最後に持ってきた方が良いと思います。(2) が(1)で、(3)それから(1)。普通、報告書はそのような書き方です。

川俣委員 例えば、隣の中野区、港区などの近隣の区との連携は、この中に入りますか。いきなり都になりますかね。都心中心3区とかの枠があるとしたら、そういうところとの連携は、視野には入っていないのですかね。

会長 そんなに、緊密に連携取り合っていないからでしょう。23区というのはありますが。 川俣委員 いきなり「新宿区は東京都や国に」というのは、随分横柄な感じがします。

環境保全課長 18年度、19年度と、先ほど来、出ておりますヒートアイランド対策で、環

境白書にもあるように、都心 7 区がヒートアイランド対策で国の補助金を使って、屋上緑化や高反射率塗装について補助事業を行っております。20年度以降、どのような形になるかわかりませんが、そういう部分のつながりというのもありますので、区から、すぐ都に行くのではなく、そういうつながり方というのも、これから出てくるかもしれませんので、その辺は表現を検討させて頂きます。

サキ田委員 今のお話の流れですが、例えば東京都は、東京都庁の中のお役人だけの話ではなく、東京都23区や多摩地域全体がつながっている東京都ということですので、東京都の中の色々な施策の連携ということも意味しているように、書いて頂きたいと思います。 会長 これも、部会で検討してください。

川俣委員 解らないのですが、バイオマスの効用は、全体で考えたら、本当にプラスなのかマイナスなのかの検証はされているのですか。今の研究は、トウモロコシや森林伐採とかやっているので、トータルで考えた場合のバイオマスが本当に、値するほどの価値というのはどこかであるのですか。例えば、新宿区でバイオマスをやると、逆に暖かくなるのではないかとか、そういう仲間での会話があります。言葉ではバイオマスと、植物燃料が本当に全体の環境を考えたときに価値があるかないか、食料問題も含めて、当然検討されているのでしょうが、その辺の見解として、CO2の排出が少ないとういうことで、これはいいものだよと、もう決まったのですか。

高瀬委員 先ほど、食料問題の話で、実はトウモロコシなどつくっているところが、食料用ではなくて、こちらの方が高ければ、絶対にバイオマスにシフトしていくだろうと懸念されています。食料問題とぶつかるという議論はあると思います。温室効果ガスという点では良いと主張はされていますが、また次元が別なところで、整理しなければいけないと思います。実は解決されていないのではと思いますので、入れるときには単独ではなくて、国レベルや国際レベルになると思います。どうも、その部分で、諸外国で、発展途上国は、絶対金になる方へ行くので、そこは仕切りをしないと変な形で歪んでいくと言われていますから、注意しなければいけない電源であることは間違いないと思っています。

安田委員 バイオマスに関しては、今、石油の値段が高いので、食料で利用されるよりは、バイオマスに行って燃料になるといいますが、今、専門家の間では2つくらい見解が出ていて、1つはガソリンや石油に代替できるほどいかない。せいぜい17%くらいしかできない。もう1つは、食料問題とバッティングしていってしまうという危機があるから、余りバイオマスエネルギーに、それが全部変わるという幻想を抱くのは危険ではないかという

ことです。

川俣委員 森林を伐採して、バイオマスにするという問題の方が大きいのではないですか。 今、緑が大事だといったら、新聞で見るしかありませんが、アマゾンの大密林を全部焼き 畑して、トウモロコシをつくっている。トータルとして、地球のことを考えたら、ロスが 多いのでないかと思うのですが。そのあたりが、きちんと検証されていない中で、いかに バイオマスを化学庫の中に閉じ込めるか何かしないと、風力、水力は間違いないけれど、 こういう未確認情報を同列にしてしまうというのはおかしいと思います。

サキ田委員 「未確認情報」といってしまうほど弱い話ではないと思います。一応、京都議定書目標達成計画や京都議定書をつくるために、世界での話し合いの中では、バイオマスというか、緑が育ってくる間に、きちんと二酸化炭素を吸っているのが、植物資源ですから、それを今度、使うときに CO_2 が出ても、それは育つときに吸っているわけですから、一応プラスマイナス・ゼロというふうに位置づけて、バイオマス資源を基本的には評価しています。

ただし、その後、色々とエネルギーに食料をたくさん使い過ぎると食料問題になるとか、 色々な社会的に事情で出てきていますが、基本的にバイオマス資源がすごく不安定なもの とか、何かわけのわからないものというような話ではありません。

特に日本の中では、今、新聞などの報道が、森林の木がたくさん育ってきているのに、それをきちんと手入れをしたり、きちんと切って、使うという習慣が、ここのところ減っています。何故なら、外材の安い木が随分入ってきているものですから、せっかく日本の森があっても、それを使っていません。使うとコストがかかるという状況になっています。もう少し日本の森をきちんと管理して、森林資源をバイオマス資源としても活用するのも大変重要だと言われていますので、様々な視点がある問題だと思います。

ですから、一言が片づけるのは危険かもしれませんが、このことの信用性が全く地に落ちているわけではないのではと思います。

川俣委員 そうですか。わかりました。

板本委員 私も考え方が間違っていたのかもしれませんが、私はバイオマスというのは、例 えば生ごみを発酵させたときに出る熱を利用するとか、家畜のフンなどもバイオマスに含 むと考えてよろしいわけですよね。

高瀬委員 はい。

板本委員 そうすると、ガソリンだけではないという考えでいたのですが。

高瀬委員 ごみもそういう方でどんどんやっていって、あとは、バランスを考えてやっていく。伐採して捨てるものが活用できれば、それはバイオマスとして有効ということです。 そのように考えてくださいということですね。

佐々木委員 ホテルの事業者から申し上げますと、当社は7割位は外国人です。その内の6割位が欧米人ですので、例えばロサンゼルスの生活フィールドは、環境など全然考えていない感じがしますので、特にホテルに来る方たちは、環境というか、エネルギーという点では使い放題という感じがあります。事業者としてはその方たちが利用してくれて事業が成り立つわけですけど。それから、中国の方や韓国の方も随分いらっしゃいます。それから地域にも住んでいますので、基本計画の英語や中国語などの外国語版は、作成しないのでしょうか。住んでいる外国の方向けに啓蒙するのもそろそろ必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

安田委員 ごみのパンフレットは外国版がありますね。

サキ田委員 昨年の省エネパンフレットは英語版はありましたが、韓国語版等はなかったですね。

佐々木委員 特に韓国語版が必要ではないでしょうか。

環境保全課長 答申を頂いて、パブリックコメントをかけ、もっと広く区民の方のご意見を 伺って行政計画として出します。行政計画を出すときには、冊子や概要版をつくる予定で すが、外国人向け概要版につきましては、予算的なこともありますので、検討させて頂き たいと思います。

会長 どうぞ、加藤委員。

加藤委員 15ページの(3)の の「区民・事業者等が取り組む仕組み等の検討」の2行目から「カーボンオフセットの仕組み」と突然唐突に出てきております。本来なら、前のことを検討する話が大事で、この文を読んで、できなかったら、植林や募金によって埋め合わせをすればいいというのは、少し短絡的で、もっと知恵出しが必要だというところで止めておいて頂いた方が、例がカーボンオフセットでおしまいは、少し気になる部分です。会長 ご注意頂きました。

サキ田委員 確かに、今、身近なのは、寄附をして植林に充てたり、ポイント制や環境税で 身近にコストを払っていくような動きを書きつつ、排出権取引を身近なところに入れてい く全体像でもう一回見直しをします。

会長 ほかにございますか。

今日、たくさん頂いたご意見を織り込みつつ、環境施策検討会で再編の作業をして、整理をしてもらい、その後、各委員の皆さんに最終答申(案)を送って頂き、ご意見をまた織り込んで答申に持っていくという時間がありますかね。

環境保全課長 事務局の方から今後の流れということで、最後の資料 5 で、スケジュール表を改めてお出しさせて頂いております。

今日の環境審議会で、様々なご意見を頂き、かなり手直し作業があり、事務局としての責任を感じたわけですが、今後の流れとしては、今日、出されたものを再度検討し、つくり込んで、7月10日に予定の施策検討会でご検討頂きたいと思います。

ご検討頂いたものを、7月31日が答申ですので、答申の前に、一度、各委員の皆様方にその案をお送りして、また再度、ご意見を頂き進めさせて頂いて、また、大きな変更等がありましたら、施策検討会予備日の17日を使いながら、再度フィードバックをしていくようなことで、タイトなスケジュールですが、この一月間に完成をさせていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

邊見委員 お送りして、意見等は、紙で出していただくという感じですね。

会長 具体的に赤を入れてもらうとよろしいですね。

邊見委員 そうですね。それで委員長にご一任頂き、最終的には調整させて頂きます。

会長 そのような流れで、皆さん方、ご協力頂きたいと思いますので、よろしくお願いします。

サキ田委員 先ほど来、将来展望の中で、カーボンオフセットのことで、唐突というご意見 もありましたが、今の政府政策の中に、ここ1カ月くらい、カーボンオフセットなどを突 然政策で取り入れるというのが文言として明確に出てきまして、自治体で検討していると ころが増えてきました。来年早々から、かなり一般的な仕組みになると考えられる状況に なっていますので、この言葉自体は入れておく状況にはなると思いますので、ご検討い頂 ければと思います。

加藤委員 おかしいのではないかというご意見がありましたからね。

崎田委員 はい。

高瀬委員 国会でも議論される状況ですね。

サキ田委員かなり早い段階でそうなると思います。

高瀬委員 そうすると、感覚的には、多分同じような意見が出て、議論になるかもしれない。 環境税に近い内容で受けとめられる可能性がありますね。 サキ田委員 消費者が自ら払うということで、企業の皆さんだけが苦労する話ではありません。

加藤委員 事業主が入っていますから。

邊見委員 少し気になるのは、区という行政レベルで、どれだけ取り組めるのかということですね。区として物を言うこともあるかもしれませんが、区として取り組むべきだとなると、これは難しいことです。ただ、サキ田委員の提案にもあるように、趣旨としては何らかの仕組みが必要との理解はできるので、全体の書き方の中で、こんな議論もあるといった書き方にするのがよろしいのではないかと思います。

加藤委員 議論中の課題なので、誤解を招くところがあるなという感じがします。

会長 いろいろな問題が、環境省と経産省と、全部意見が食い違っていたり、両方で同じようなものを出してるなどがあります。環境を取り巻く問題なので難しいですね。その辺で 誤解のないものを、熟度を見ながら書いた方がいいですね。

その他

会長では、事務局で、その他ということでお願いします。

環境保全課長 資料説明をしていない資料4ですが、これは答申文には、入れませんが、行政計画をつくった際に、このようなイメージになるということでお示しをしました。一例として、「グリーン購入・グリーン調達等の促進」ですが、今まで具体的な参画ということで、「区民」だけのところを、「区民・地域社会」に変更しました。また、区の中に環境学習情報センターが核となっているところは、このような表現を入れました。地球温暖化対策に関与するところが大きい部分については、「地球温暖化対策」という項目を入れました。ページの隅に、少し色を塗った見出しなど解りやすくすることも考えています。

また地域で具体的な行動ということで、他の地域でも取り組めることがあれば、このような標記をして、他の地域でも取り組む1つの参考として、イメージしています。参考にして頂きたいと思います。

裏面には、環境ラベルの例や家電製品の省エネのラベリング制度などの新たな取り組みも 1つの参考として標記をすることも、大事な1つかと思います。

会長 ありがとうございました。

次回の環境審議会のスケジュールはどうなりますか。念のために。

環境保全課長 それは先ほどご説明申し上げましたが、資料5で答申ということで、次回の

審議会は7月31日の10時を予定しています。この日、急に臨時の会議が入りまして、区長の出席は、11時過ぎると思います。そういうことから10時にお集まり頂いて、答申を再度ご論議頂き、微調整があれば、その場で直して、区長に渡すことにしたいと思います。

次回の審議会の7月31日までに、環境施策検討会を1回もしくは2回開いて、委員の皆様方には、施策検討会で検討した内容をお送りして、ご意見があれば文章で頂くということで、詰めさせて頂きたいと思っていますので、よろしくお願いします。

会長 1時間ありますと、また訂正したくなるから、10時半始まりがいいですね。中途半端に検討しても仕方がないので。

環境保全課長では、会長さんの答申に当たっての文章も、会長さんと事務局の方で、最終的に調整させて頂きたいと思います。

会長 時間は10時半からで良いですか。

環境保全課長 それでは、今、ご提案がありましたので、10時半ということに訂正いたします。7月31日の10時半から、場所は、6階の第3委員会室です。

会長 では、どうもご熱心にありがとうございました。これをもちまして閉会にさせていた だきます。

午後 4時05分閉会

平成19年度第2回新宿区環境審議会

平成19年6月29日(金) 本庁舎6階第2委員会室

- 1 議題(報告)
 - 1 新宿区環境基本計画の見直しについての答申(案)について
 - 2 その他

2 資料

- 1 新宿区環境審議会委員名簿
- 2 新宿区環境施策検討会経緯(第5回~第7回)
- 3 新宿区環境基本計画の見直しについての答申(案)
- 4 個別施策の事例
- 5 19年度環境基本計画見直しのスケジュール

審議会委員

出席(13名)

会	長	丸	田	頼	_		委	員	安	田	八十五	
委	員	﨑	田	裕	子		委	員	岩	本	美	枝
委	員	内	藤	浩	市		委	員	小	林	辰	男
委	員	板	本	由	恵		委	員	村	Щ	正	治
委	員	高	瀬	賢	Ξ		委	員	加	藤	正	巳
委	員	佐々	木	_	彦		委	員	Ш	俣	_	彌
委	員	邊	見	隆	±							

欠席(3名)

 副会長
 立花
 直美
 委員
 勝田
 正文

 委員
 西山安江